

写

宝塚市国民健康保険運営協議会

答 申 書

平成31年（2019年）1月25日

平成31年（2019年）1月25日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市国民健康保険運営協議会

会長 一圓 光彌 ㊞

委員 足立 泰美 ㊞

委員 松井 真理子 ㊞

平成31年度の国民健康保険事業の財政運営について(答申)

平成30年（2018年）12月18日付け、宝塚市諮問第31号にて諮問のあった標記のことについて、平成30年12月18日、平成31年1月10日及び1月21日の3回にわたり審議した結果、下記のとおり答申する。

記

答 申

平成31年度の国民健康保険事業の財政運営について

- 1 保険税の上昇を抑制する取り組みに一層努めるとともに、平成31年度の所得割税率、平等割額及び均等割額については、これを据え置くこと。

答 申 理 由

平成31年1月7日に県から提示された平成31年度の納付金総額は約6.7億円で、これは平成30年度の納付金額を約2億円上回り、現行の保険税率等を据え置いた場合には、約4億円の不足が生じるものと推計されている。本来であれば保険税等を引き上げて対応するべきところではあるが、平成29年度以降の県広域化前後の国民健康保険の財政運営については、同じ保険税率で平成29年度のように1.3億円強の黒字が生まれたり、反対に来年度のように4億円強の赤字が見込まれるなど、県広域化への移行に伴う経過的な不確定要因が認められるため、来年度についても今年度と同様、現行税率を据え置くこととし、生じる不足については国民健康保険事業財政調整基金を取り崩して充当するのが適当であると考えます。

国民健康保険は、今後とも厳しい財政運営が予想される。そうした中、被保険者の保険税率の上昇を極力抑えるには、収納率を上げて保険税収入を確保するとともに、医療費適正化のための取り組みを通して一人当たり医療費を引き下げることが必要であるが、そうした宝塚市の保険者としての経営努力は、県広域化以降は、県が提示する各年度の納付金あるいはそれを保険料で示した標準保険料率の抑制となって実現することになっている。したがって、今後の保険税上昇を抑制するためには、引き続き収納率を上げたり医療費を適正化するなどにより、県が示す納付金額の上昇を抑制していくことが重要になる。

それとともに国は、市町村の国民健康保険の保険者による医療費適正化等の取り組みを具体的に見える形で評価し支援するため、保険者努力支援制度を設けている。したがって宝塚市としても、医療費適正化等の一般的で長期的な戦略とともに、国の定める保険者努力支援制度の各事項に即した個別の取り組みにも着実に成果をあげるために、庁内での連携を深めながら効果的な対策に全力をあげて取り組んでいくべきであると考えます。

県広域化以降は、原則として納付金額に相応する保険税の負担が割り当てられることになるので、保険者として取り組むべきことは、次年度以降の納付金額が少しでも抑制できるよう、具体的な対策を講じることである。中でも、低位にある収納率を引き上げることは急務で、収納体制の強化は、本協議会が昨年度の答申でも委員の強い意見として要請したところである。担当の職員がそれぞれの場で努力していることが具体的に目に見える成果となるよう、必要な対策を求めるものである。